

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 7



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（※）

（建築課取扱い） 1

規

則

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第19号

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和37年鹿児島県規則第64号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（試掘等の許可）

第 3 条 法第 6 条第 1 項の規定により試掘等の許可を受けようとする者は、試掘等許可申請書（別記第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第 6 条第 1 項の規定により試掘を許可したときは、試掘等許可証（別記第 2 号様式）を申請者に交付する。

（身分証明書）

第 4 条 法第 7 条第 1 項（法第24条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項に規定する証明書は、別記第 3 号様式による。

（宅地造成等に関する工事の着手の届出）

第 5 条 工事主は、法第12条第 1 項の規定による許可を受けた工事（法第15条第 1 項の規定による協議が成立した工事を含む。）に着手したときは、速やかに工事着手届出書（別記第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の中止等の届出）

第 6 条 法第12条第 1 項の規定による許可（法第15条第 1 項の規定による協議が成立したものを含む。）を受けた工事主は、工事を中止し、若しくは当該工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、工事中止（再開・廃止）届出書（別記第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の許可の申請等の添付書類）

第 7 条 省令第 7 条第 1 項第12号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事

が別に定めるもの

(2) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの

(3) 排水施設の設計に係る書類

(4) 土地の求積図

(5) 擁壁の展開図

(6) その他知事が必要と認める書類

2 省令第 7 条第 2 項第 10 号の規則で定める書類は、前項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げるものとする。

（国又は都道府県等との宅地造成等に関する工事についての協議）

第 8 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 15 条第 1 項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記第 6 号様式）に省令第 7 条第 1 項各号（第 7 号から第 11 号までを除く。）に掲げる書類及び前条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 15 条第 1 項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記第 7 号様式）に省令第 7 条第 2 項各号（第 5 号から第 9 号までを除く。）に掲げる書類並びに前条第 1 項第 4 号及び第 6 号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第 15 条第 1 項の規定による協議が成立したときは、協議成立通知書（別記第 8 号様式）により当該協議をした者に通知する。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第 9 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（別記第 9 号様式）を提出することにより行わなければならない。

（国又は都道府県等との宅地造成等に関する工事についての変更の協議）

第 10 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（別記第 10 号様式）に省令第 7 条第 1 項各号（第 7 号から第 11 号までを除く。）に掲げる書類及び第 7 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（別記第 11 号様式）に省令第 7 条第 2 項各号（第 5 号から第 9 号までを除く。）に掲げる書類並びに第 7 条第 1 項第 4 号及び第 6 号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

3 第 8 条第 3 項の規定は、法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による協議について準用する。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査）

第 11 条 知事は、法第 17 条第 1 項の規定による完了検査について、法第 12 条第 1 項の規定による許可を受けた工事（法第 15 条第 1 項の規定による協議が成立したものを含む。）の一部が完了し、工事主が当該工事の完了検査を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該工事の一部完了検査をすることがある。

(1) 当該工事に係る土地の分割が可能で、その各々が独立して使用に供しうるものであるとき。

(2) 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないとき。

2 前項の申請は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（別記第 12 号様式）により行うものとする。

3 知事は第 1 項の規定による検査の結果、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めたときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証（別記第 13 号様式）を交付するものとする。

（宅地造成等に関する工事の定期の報告）

第12条 省令第48条第1項の報告書の様式は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第14号様式）のとおりとする。

2 省令第48条第2項の報告書の様式は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第15号様式）のとおりとする。

（宅地造成等に関する届出工事の変更の届出）

第13条 法第21条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、あらかじめ宅地造成等に関する届出工事の変更届出書（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。

2 法第21条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、あらかじめ擁壁等に関する届出工事の変更届出書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の完了の届出）

第14条 法第21条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに、届出工事に関する完了届出書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手の届出）

第15条 工事主は、法第30条第1項の規定による許可を受けた工事（法第34条第1項の規定による協議が成立した工事を含む。）に着手したときは、工事着手届出書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止等の届出）

第16条 法第30条第1項の規定による許可（法第34条第1項の規定による協議が成立したものを含む。）を受けた工事主は、工事を中止し、若しくは当該工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、工事中止（再開・廃止）届出書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等の添付書類）

第17条 省令第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- (2) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- (3) 排水施設の設計に係る書類
- (4) 土地の求積図
- (5) 擁壁の展開図
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 省令第63条第2項第2号の規則で定める書類は、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げるものとする。

（国又は都道府県等との特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についての協議）

第18条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記第6号様式）に省令第7条第1項各号（第7号から第11号までを除く。）に掲げる書類及び前条第1項第3号から第6号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記第7号様式）に省令第7条第2項各号（第5号から第9号までを除く。）に掲げる書類並びに前条第1項第4号及び第6号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、協議成立通知書（別記第8号様式）により当該協議をした者に通知する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第19条 法第35条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（別記第9号様式）を提出

することにより行わなければならない。

（国又は都道府県等との特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についての変更の協議）

第20条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（別記第10号様式）に省令第7条第1項各号（第7号から第11号までを除く。）に掲げる書類及び第17条第1項第3号から第6号までに掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（別記第11号様式）に省令第7条第2項各号（第5号から第9号までを除く。）に掲げる書類並びに第17条第1項第4号及び第6号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

3 第18条第3項の規定は、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による協議について準用する。

（特定盛土等に関する工事の一部完了検査）

第21条 知事は、法第36条第1項の規定による完了検査について、法第30条第1項の規定による許可を受けた工事（法第34条第1項の規定による協議が成立したものを含む。）の一部が完了し、工事主が当該工事の完了検査を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該工事の一部完了検査をすることがある。

(1) 当該工事に係る土地の分割が可能で、その各々が独立して使用に供しうるものであるとき。

(2) 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないとき。

2 前項の申請は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（別記第12号様式）により行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による検査の結果、特定盛土等に関する工事が法第31条第1項の規定に適合していると認めたときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証（別記第13号様式）を交付するものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第22条 省令第78条第1項の報告書の様式は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第14号様式）のとおりとする。

2 省令第78条第2項の報告書の様式は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第15号様式）のとおりとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更の届出）

第23条 法第40条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、あらかじめ宅地造成等に関する届出工事の変更届出書（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。

2 法第40条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、あらかじめ擁壁等に関する届出工事の変更届出書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の完了の届出）

第24条 法第27条第1項又は法第40条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに、届出工事に関する完了届出書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。

（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第25条 省令第8条第1項第9号及び同項第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

（省令第88条の規定による書面の交付請求）

第26条 省令第88条の規定による書面の交付を請求しようとする者は、同条の規定による証明書交付請求書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。

（盛土規制法調書）

第 27 条 知事は、法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項の規定による許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成するものとする。

- (1) 工事の許可年月日及び許可番号
- (2) 工事主の氏名又は名称
- (3) 工事が施行される土地の所在地及び面積
- (4) 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- (5) 工事施行者の氏名又は名称
- (6) 盛土又は切土の高さ
- (7) 盛土又は切土をする土地の面積
- (8) 盛土又は切土の土量
- (9) 工事完了後の土地利用
- (10) 崖面崩壊防止施設の設置
- (11) 省令第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる土地の平面図

2 知事は、法第 16 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項の規定による変更の許可をしたときは、調書にその変更内容を記載しなければならない。

3 知事は、法第 17 条第 1 項又は法第 36 条第 1 項の規定による完了検査を行った場合において、その工事が法第 13 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項の規定に適合していると認めたときは、調書にその旨を記載しなければならない。

4 知事は、必要があると認める場合は、調書の閲覧又は写しの交付の請求をした者に対し、調書を閲覧させ、又は調書の写しを交付するものとする。

5 前項の規定による調書の写しの交付の請求は、盛土規制法調書の写しの交付請求書（別記第 20 号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所

(電話番号)

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

試掘等許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定により試掘等の許可を申請します。

1 行為年月日	年 月 日	(午前 午後)	時から
		(午前 午後)	時まで
2 行為場所			
3 行為目的			
4 行為内容			

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 号

試掘等許可証

1 行 為 年 月 日	年 月 日 (午前 午後) (午前 午後)	時から 時まで
2 行 為 場 所		
3 行 為 目 的		
4 行 為 内 容		
5 責 任 者 職 氏 名		

上記のとおり宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定により試掘等を行うことを許可する。

年 月 日

鹿児島県知事



第 3 号様式（第 4 条関係）

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
職 氏名	
年 月 日生	
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定により測量、調査、障害物の伐除、試掘等又は検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入る職権を有するものであることを証明する。	
年 月 日	
鹿児島県知事	
印	

（裏）

注 意 事 項	
1	宅地造成及び特定盛土等規制法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定により測量、調査、障害物の伐除、試掘等又は検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入るときは本書を携帯しなければならない。
2	職権に基づき他人の土地に立ち入る際に関係人の請求があったときは本書を提示しなければならない。
3	本書は、犯罪捜査のために使用してはならない。
4	この身分証明の有効期間は発行の日から 年 月 日までとする。

注 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 8 センチメートルとする。

第 4 号様式（第 5 条，第 15 条関係）

工事着手届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則^{第 5 条}_{第 15 条}の規定により，次のとおり届け出
ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
4 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
5 工事施行者の住所及び氏名	
6 現場管理者の氏名及び連絡先	

注 1 不要の文字は，横線で消すこと。

2 5 欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第 5 号様式（第 6 条，第 16 条関係）

工事中止（再開・廃止）届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 6 条の規定により，工事を再開します
第 16 条
中止
廃止

ので，次のとおり届け出ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 中止・再開・廃止する理由	
4 中止・再開・廃止予定年月日	年 月 日
5 工事進捗状況及び防災措置	

注 1 不要の文字は，横線で消すこと。

2 工事の中止期間においても，宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による報告を行うこと。

第 6 号様式（第 8 条関係、第 18 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日					
鹿児島県知事 殿					
協議申出者 職名 氏名					
宅地造成及び特定盛土等規制法 第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項 の規定により、次のとおり協議を申し出ます。					
1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の経度緯度)				
	(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積 m²				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ m			
	イ	盛土又は切土をする土地の面積 m²			
	ウ	盛土	m³		
		切土	m³		
	エ	番号	構造	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	オ	番号	構造	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	カ	番号	種類	内法寸法 ^{のり}	延長
				cm	m
				cm	m
			cm	m	
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面の保護の方法				
ケ	工事中の危害防止のための措置				
コ	その他の措置				
サ	工事着手予定年月日 年 月 日				
シ	工事完了予定年月日 年 月 日				
ス	工程の概要				
11	その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄		※協議に当たって付した条件	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

注 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 不要な文字は、横線で消すこと。

3 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付けること。

5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

-
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第 7 号様式（第 8 条関係、第 18 条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

年 月 日				
鹿児島県知事 殿		協議申出者 職名 氏名		
宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり協議を申し出ます。				
1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の経度緯度) (緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積		m ²	
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ	勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ	空地の設置	番号	空地の幅
				m
				m
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ	工事中の危害防止のための措置		
	サ	その他の措置		
	シ	工事着手予定年月日	年 月 日	
ス	工事完了予定年月日	年 月 日		
セ	工程の概要			
8	その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	

注 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 不要な文字は、横線で消すこと。

3 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

6 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第 8 号様式（第 8 条，第 10 条，第 18 条，第 20 条関係）

協議成立通知書

年 月 日

鹿児島県知事

第 15 条第 1 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）
 宅地造成及び特定盛土等規制法 第 34 条第 1 項（第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）
 の規定により，次のとおり協議が成立しましたので通知します。

1	工事をする土地の所在地及び地番	
2	工事主の住所及び氏名	
3	協議成立番号	
4	協議成立対象行為	協議・変更協議
		宅地造成又は特定盛土等・土石の堆積
5	条 件	

第 9 号様式（第 9 条，第 19 条関係）

軽微な変更の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 2 項
第 35 条第 2 項の規定により，次のとおり届け出ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 軽微な変更の内容	
4 変 更 の 理 由	

注 不要の文字は，横線で消すこと。

第 10 号様式（第 10 条関係、第 20 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

					年 月 日	
鹿児島県知事 殿					協議申出者 職名 氏名	
宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の協議を申し出ます。 第 35 条第 3 項において準用する同法第 34 条第 1 項						
1		工事主の住所及び氏名				
2		設計者の住所及び氏名				
3		工事施行者の住所及び氏名				
4		土地の所在地及び地番 (代表地点の経度緯度) (緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)				
5		土地の面積 m ²				
6		工事着手前の土地利用状況				
7		工事完了後の土地利用				
8		盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9		土地の地形 溪流等への該当 有・無				
工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ				m
	イ	盛土又は切土をする土地の面積				m ²
	ウ	盛土				m ³
		切土				m ³
	エ	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
				m	m	
				m	m	
	オ	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
				m	m	
				m	m	
	カ	番号	種類	のり 内法寸法	延長	
				cm	m	
				cm	m	
			cm	m		
キ	崖面の保護の方法					
ク	崖面以外の地表面の保護の方法					
ケ	工事中の危害防止のための措置					
コ	その他の措置					
サ	工事着手予定年月日 年 月 日					
シ	工事完了予定年月日 年 月 日					
ス	工程の概要					
11		その他必要な事項				
12		変更の理由				
13		協議同意番号 第 号				
※受付欄		※決裁欄		※協議に当たって付した条件		※協議同意番号欄
年 月 日						年 月 日
第 号						第 号
係員氏名						係員氏名

注 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

3 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人

の名称及び代表者の氏名を記入すること。

4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付けること。

5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第 11 号様式（第 10 条関係、第 20 条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

				年 月 日	
鹿児島県知事 殿					
				協議申出者 職名 氏名	
第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項 宅地造成及び特定盛土等規制法 第 35 条第 3 項において準用する同法第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の協議を申し出ます。					
1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の経度緯度)		(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積		m ²		
6	工事の目的				
7 工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ			m
	イ	土石の堆積を行う土地の面積			m ²
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量			m ³
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ	勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ	空地の設置	番号	空地の幅	
				m	
				m	
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ	工事中の危害防止のための措置			
	サ	その他の措置			
	シ	工事着手予定年月日			年 月 日
ス	工事完了予定年月日			年 月 日	
セ	工程の概要				
8	その他必要な事項				
9	変更の理由				
10	協議同意番号			第 号	
※受付欄		※決裁欄		※協議に当たって付した条件	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

注 1 ※のある欄は、記入しないこと。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

3 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

6 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

7 8 欄は、土石の堆積に関する工事の施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第 12 号様式（第 11 条，第 21 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 11 条第 1 項
第 21 条第 1 項の規定による検査を申請し
ます。

1 工 事 の 一 部 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事が一部完了した土地の所在地及び地番	
5 工事施行者の住所及び氏名	
6 申 請 の 理 由	
7 備 考	

注 1 不要な文字は，横線で消すこと。

2 5 欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第 13 号様式（第 11 条，第 21 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証

第 号
年 月 日

鹿児島県知事

印

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は， 年 月 日の検査の結果，宅地造成
及び特定盛土等規制法第 13 条第 1 項
第 31 条第 1 項の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 検査をした土地の所在地及び地番	
4 工事主の住所及び氏名	
5 工事の一部完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名	

第 14 号様式（第 12 条，第 22 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項
第 38 条第 1 項の規定により，工事の実施状況等について次のとおり報告します。

工 事 の 概 要	1	工事が施行される土地の所在地及び地番		
	2	工事施行者の住所及び氏名		
	3	許 可 年 月 日	年 月 日	
	4	許 可 番 号	第 号	
	5	前 回 の 報 告 年 月 日	年 月 日	
工 事 の 施 行 状 況 報 告	1	報告の時点における盛土又は切土の高さ	盛土	m
			切土	m
	2	報告の時点における盛土又は切土の面積	盛土	m ²
			切土	m ²
	3	報告の時点における盛土又は切土の土量	盛土	m ³
			切土	m ³
4	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況			

注 1 不要な文字は，横線で消すこと。

2 工事の概要 2 欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 工事の概要 5 欄は，2 回目以降の定期報告を行う場合に記入すること。

第 15 号様式（第 12 条，第 22 条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

工事主 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項
第 38 条第 1 項の規定により，工事の実施状況等について次のとおり報告します。

工事の概要	1 工事が施行される土地の所在地及び地番	
	2 工事施行者の住所及び氏名	
	3 許 可 年 月 日	年 月 日
	4 許 可 番 号	第 号
	5 前 回 の 報 告 年 月 日	年 月 日
工事の施行状況	1 報告の時点における土石の堆積の高さ	m
	2 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²
	3 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³
	4 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	新たに堆積された土石の土量 m ³ 除去された土石の土量 m ³

注 1 不要な文字は，横線で消すこと。

2 工事の概要 2 欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 工事の概要 5 欄及び工事の施行状況 4 欄については，2 回目以降の定期報告を行う場合に記入すること。

第 16 号様式（第 13 条，第 23 条関係）

宅地造成等に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

第 21 条 第 1 項
第 40 条 第 1 項
宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により届け出た宅地造成等に関する工
事を次のとおり変更したいので，届け出ます。

1 最初に届けた年月日	年 月 日
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 工事をしている土地の面積	m ²
4 変 更 事 項	
5 変 更 理 由	

注 不要な文字は，横線で消すこと。

第 17 号様式（第 13 条，第 23 条関係）

擁壁等に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項の規定により届け出た擁壁等に関する工事を
次のとおり変更したいので，届け出ます。

1 最初に届けた年月日	年 月 日
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 行おうとする工事の種類及び内容	
4 変 更 事 項	
5 変 更 理 由	

注 不要な文字は，横線で消すこと。

第 18 号様式（第 14 条，第 24 条関係）

届出工事に関する完了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

第 21 条第 1 項

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により届け出た宅地造成等に関する工

第 40 条第 1 項

事が完了したので，鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則<sup>第 14 条
第 24 条</sup>の規定により，
次のとおり届け出ます。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 届 出 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事施行者の住所及び氏名	
5 備 考	

注 1 不要な文字は，横線で消すこと。

2 4 欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第 19 号様式（第 26 条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定による証明書交付請求書	
年 月 日	
鹿児島県知事	殿
申請者 住所 (電話番号) 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、次の事項が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。	
土地の所在地及び地番	
証 明 事 項	☐ 法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による許可を受けた工事
	工事主の氏名又は名称
	土地の所在地及び地番
	土地の面積
	工事の許可年月日
	工事の許可番号
	☐ 法第 12 条第 1 項ただし書又は第 30 条第 1 項ただし書の政令で定める工事
	該当条項（※ 1）
	☐ 法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による変更の許可を受けた工事
	工事主の氏名又は名称
	土地の所在地及び地番
	土地の面積
	工事の変更許可年月日
工事の変更許可番号	
☐ 法第 16 条第 1 項ただし書又は第 35 条第 1 項ただし書の軽微な変更	
(※ 2) 上記事項について、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合することを証明する。 年 月 日	
鹿児島県知事	

注 1 該当する□にレ印を付けること。

2 工事主が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 ※ 1 印の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 5 条第 1 項の該当する号を記入すること。

4 ※ 2 印の欄は、記入しないこと。

第 20 号様式（第 27 条関係）

盛土規制法調書の写しの交付請求書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所

（電話番号）

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

盛土規制法調書の写しの交付を受けたいので、鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 27 条第 5 項の規定により、次のとおり請求します。

1 許可の年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 工事主の住所及び氏名	
4 写しを必要とする理由	
5 写しの交付請求枚数	
※ 手数料欄	

注 1 3 欄の工事主が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 ※のある欄は、記入しないこと。